

まつもとほうじん

平成27年
(2015年) 5月号
第484号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



ふるさとの宝
次代へのおくりもの

- 主な記事 -

税に関するアンケート集計結果.....	2 ~ 3 頁
税務ポイント.....	4 ~ 5 頁
ふるさとの宝.....	5 頁
法律レポート.....	6 ~ 7 頁
皆さんこんにちは・高野榮太郎氏.....	8 頁
頑張ってます・石田文香さん.....	8 頁
前期税務研修会日程のご案内.....	9 頁
会員福利厚生制度 P R.....	10 頁
五月の予定、自動車税納入のお願い等.....	11 頁
インフォメーションコーナー、地区トピックス	
投稿川柳、あとがき.....	12 頁
第3回通常総会記念講演会のご案内.....	付録
第14回会員親睦ゴルフ大会のご案内.....	付録

まつもと街なか大道芸2015 (松本市)

今年も、まつもと街なか大道芸が開催されます！2009年から2年に一度、街に大道芸人たちが溢れます。今年で4回目を迎える大道芸フェスティバル、偶数年に上演される信州まつもと大歌舞伎とともに夏の風物詩としてもうすっかりおなじみになっています。今回のテーマは、『夢かうつつか、まつもと街なか大道芸』。真夏の1日、まるで白昼夢のように普段の街に魔法がかかります。(関連記事 5 頁) (横沢敏編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社
長

経
理
担
当

税に関するアンケート集計結果

(ご回答募集期間：平成27年3月～4月)

今年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正大綱」は、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革(実効税率の引下げ)さらに経済再生と財政健全化を両立するため、今年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月に変更することなどが盛り込まれています。

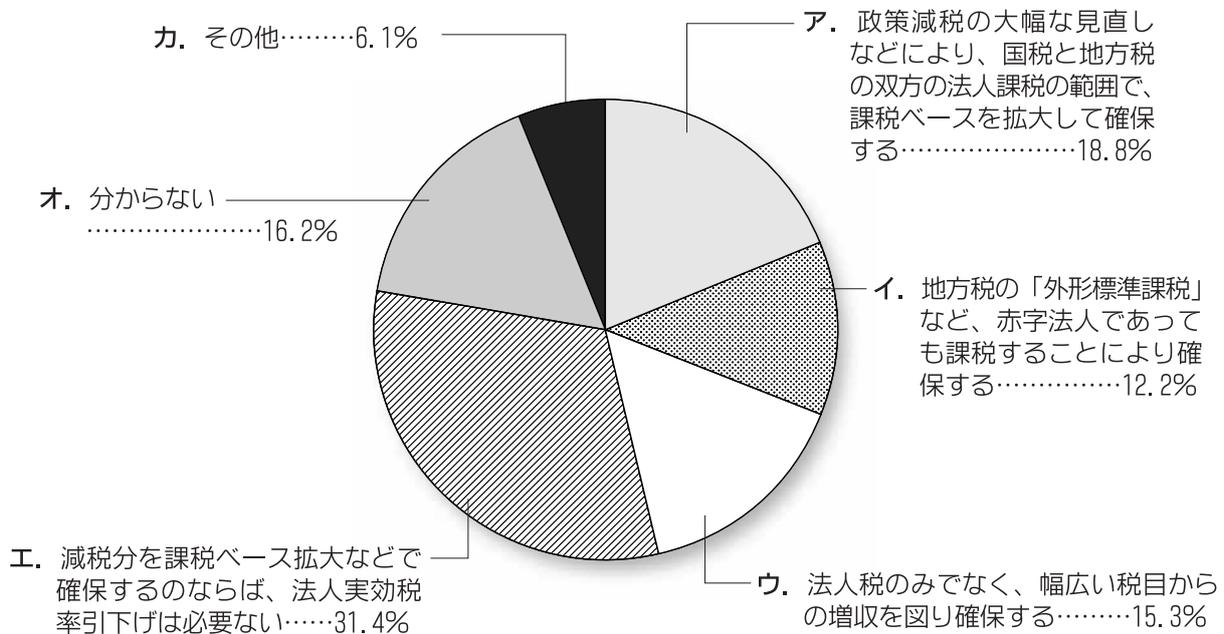
一方、法人税減税や、消費税率の引上げ時期を延ばすことによる税収減を補うため、課税ベースの拡大等により財源を確保し、平成32年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス)黒字化を目指すこととしております。

これら「27年度税制改正大綱」の内容と現状などを踏まえ、次の二つをおうかがいします。

1【法人税減税と減税財源について】

現在、約35%といわれる法人実効税率を、数年で20%台に引下げの方針を政府で決めており、その実効税率を1%引下げると、約4,700億円の税収を減らすといわれます。

そこで、減税財源について、お考えに最も近いものを1つ選び、○印をお付けください。

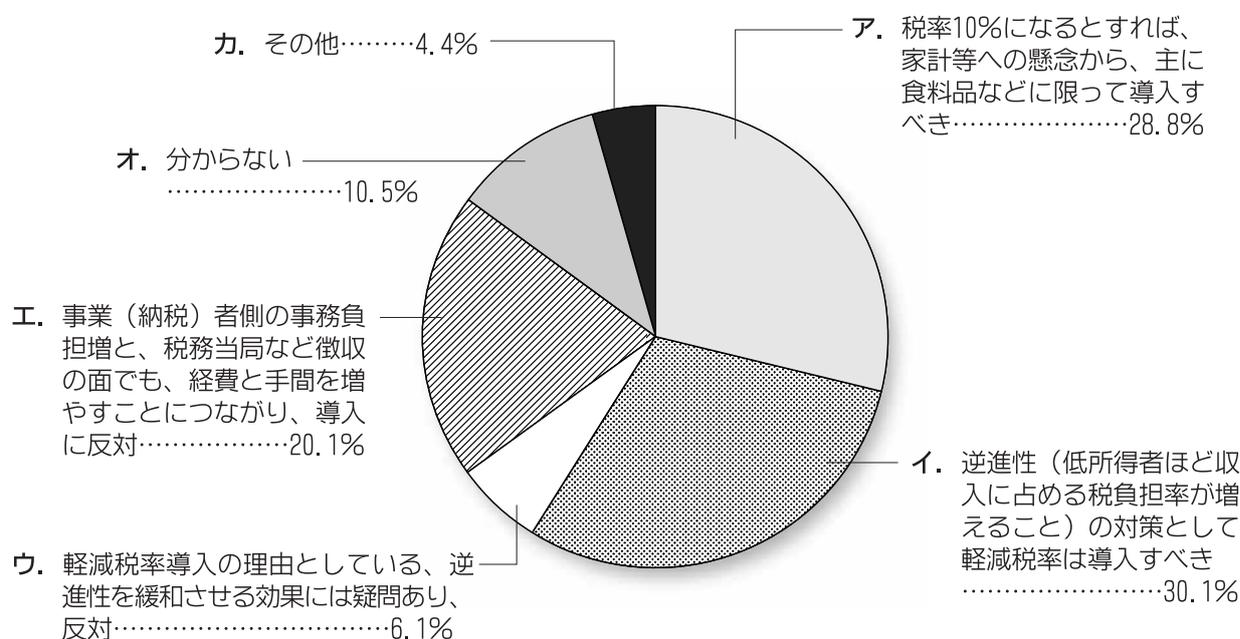


【法人減税の余裕あれば消費税を減税すべき/自営業者への課税捕捉徹底/国会議員定数削減等、目に見える努力必要/(一層の)資産課税強化を検討すべき/法人税率下げても税収減るとは限らない/政党への交付金をやめる/利益ベースで一定額以下なら0%に/税収に頼らず経費支出削減を/企業は減税されて消費税等で国民負担増えるのはおかしい/ 他、無回答等】

2【消費税軽減税率導入の賛否について】

税制改正大綱には、特定品目の税率を低くする軽減税率を、平成29年度の税率10%への引上げ時期と同時に導入することが明記されました。

そこで、軽減税率導入について、次のうち、お考えに最も近いものを1つ選び、○印をお付けください。



【個人消費回復のため消費税減税を/逆進性対策には軽減税率ではなくマイナンバー等を使った還付方式に/特定品目の線引きが非常に難しいので、軽減税率導入は20%以上になってからでよい/製造業圧迫する原材料にも軽減税率を適用すべき/10%への引上げ必要なく、他の税収で考えるべき/消費税増税必要なことは理解するが、複雑になることには反対/ 他、無回答等】

その他、税や行・財政についての意見ありましたら自由にご記入ください。

消費税増税の前に、税金ムダ遣いが大きすぎるので議員・公務員の数や給与を減らすことに手を付け自ら身を切った上でお願いすべき（同様意見複数）/高所得者への課税をもっと増やしてほしい（同様意見複数）/国の課税・財政政策に一貫性なく理解に苦しむ。海外援助に(52兆円)出す余裕あれば財政危機ではなく消費税増税の必要なし/輸出免税の仕組み持つ消費税は特定業種へのリベart的側面があり問題/景気回復に消費税減税は不可欠/税制は中小企業政策、経済政策等バランスを考慮し、格差をもたらさない対応を/社会保障配分の見直しは必要だが、弱者へのしわよせは厭世観や絶望感を増長するので全国民の福祉向上に努めるべき/建設業は消費増税による低迷が懸念される/国際競争力強化のために法人税減税は急ぎ実施すべき/赤字法人への課税は傷に塩を塗りこむようなもの。銀行取引等でリスクを伴うため、課税せずやり直しの機会を与えるべき/消費税納入について、税額にかかわらず全ての事業者を分納方式にすべき/大企業中心の優遇税制を中小企業目線の税制改革に/消費税軽減税率は事務負担や徴収経費の問題あるとしても、現に導入できている国もあるので知恵を絞り、本来の目的のために必要/軽減税率導入よりも給付つき税額控除のほうが逆進性対策になると考える/宗教法人税の新設/税負担によるものか出費増えている気がする/タックスアンサーの対応が非常に悪い/質問の用語・単語が難しく素人に理解しにくい/ 等

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

マイナンバー制度の法人番号について

Q：マイナンバー制度の法人番号の概要について教えてください。

A：法人番号は、国の機関、地方公共団体、会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人のほか、上記以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に指定されます。

について、より具体的には、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書又は消費税課税事業者届出書を提出することとされている団体に対して、法人番号が指定されます。

なお、上記によって法人番号を指定されない法人又は人格のない社団等であっても、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する団体などの一定の要件に該当するものは、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることが

できます。

また、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されません。

法人番号は、12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）で構成される13桁の数字のみの番号になります。

例えば、株式会社など、会社法等の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）の法人番号を構成する基礎番号は、法務省から提供を受ける商業登記法に基づく「会社法人等番号（12桁）」となります。この12桁の会社法人等番号の前に1桁の検査用数字を付した番号を法人番号として指定することになります。

設立登記法人以外の団体の法人番号を構成する12桁の基礎番号は、他の番号と重複することのないよう国税庁長官が定めることとなります。

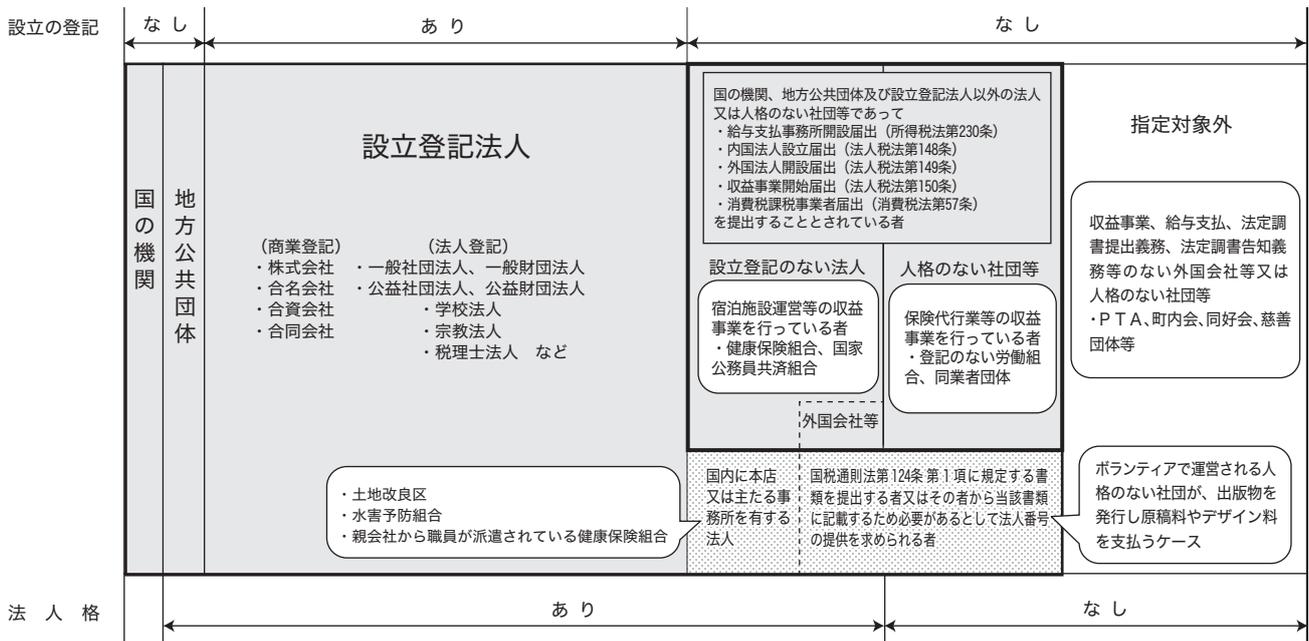
法人番号自体には、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

行政分野における法人番号の利用については、平成28年1月以降、税分野の手続において行うこととされており、例えば、法人税の申告の場合、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載いただくこととなります。

法人番号は平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知を行う予定です。

設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ、設立登記法人以外の法人や

〔法人番号の指定対象法人等のイメージ〕



(注) □ 部分は、特段、届出手続等を要することなく国税庁長官が指定（番号法第58条第1項）。
■ 部分は、上記要件に該当する法人等が、国税庁長官に届け出ることにより指定（番号法第58条第2項）。

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

人格のない社団等で国税に関する法律に規定する届出書を提出している団体については、当該届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地へ通知されます。

設立登記法人が本店又は主たる事務所の所在地の変更の登記手続を行っていない場合や、設立登記法人以外の法人等が税務署へ届け出ている本店又は主たる事務所の所在地の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店又は主たる事務所の所在地へ通知されることとなります。

法人番号は、インターネットを通じて公表することを予定しています。

公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の3項目(基本3項目)です。

また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

なお、法人番号の指定を受けた団体のうち、人格のない社団等の公表については、国税庁長官がその代表者又は管理人の同意を得なければならないとされています。そのため、公表に対して当該同意をした人格のない社団等についてのみ、基本3情報が公表されることとなります。

番号制度については、今後も適宜掲載します。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

205

～日常を忘れ、夢の世界へ～

まつもと街なか大道芸2015

2013年の前回は5万6千人のお客様が訪れた『まつもと街なか大道芸』。市内21カ所の会場で33組のパフォーマーが様々な芸を披露しました。

『まつもと街なか大道芸』が数ある大道芸フェスティバルと一味違うのは、観て楽しむだけでなく、参加して楽しむこともできることです。前回は帽子や衣裳を制作したり、実際にジャグリングを体験したりできる様々なワークショップが開かれ、たくさんの方が参加されました。



今年の開催は7月12日(日)、会場も増え、更に

パワーアップします。17日(金)からまつもと市民芸術館で開催される『空中キャバレー』の出演者もジョイントし、さらに盛り上がります。



みなさんも盛夏の1日、日常を忘れ、夢の世界に出かけましょう！ (横沢敏編集委員)

まつもと街なか大道芸2015

～夢かうつつかまつもと街なか大道芸～

7月12日(日) 10:30～

詳細は特設サイト<http://www.go-mmd.jp/>にてご確認下さい！

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL：<http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



法律レポート

企業をめぐるトラブル事例と法的対応策

(その10 労働時間・休日・休暇に対する問題社員)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



第1 無断残業で残業代稼ぎをする社員への対応

自己申告制による残業管理をしている企業の場合や社員の勝手な判断による残業でも、放置していると、企業側には黙示の残業命令の存在が認められてしまい、結果として割増賃金を支払わなければならないこともあり得ます。そのようなことがないように、企業として社員の労働時間を適正に把握し、必要のない時間外業務は行わないよう明確に指示することが大切であります。

労働基準法上の「労働時間」とは、社員が会社の指揮命令に置かれている時間（拘束時間）をいいます。

ところが、判例実務上、「使用者の指揮命令」は、明示的である必要はなく、「使用者の明示又は黙示の指示により業務に従事する」場合も労働時間に含まれ、黙示的なものでも足りるとされています。

社員の労働時間を管理する方法は、通常において上司による現認、タイムカードやICカードによる方法などがあります。

しかし、自己申告制が安易に運用され慢性化することで、企業内であいまいな時間管理を誘発し、必要もなく職場に残って残業として申告する、いわゆる「居残り残業」や、逆に、実際に残業した時間よりも少なく申告する「サービス残業」が常態化する場合があります。

本来的に企業が従業員に指示しなければ残業にはなりませんし「使用者の指揮命令下」で労働を行わなければ「時間外労働」にはなりません。

そして、実際の運用に当たっては、「居残り残業」や「サービス残業」をする社員に対して、残業をしなければならない業務上の必要性を確認し、翌日にできる業務は翌日に回すよう指示するなど、必要性のない無駄な残業をすることのないよう、企業として指導を徹底する必要があります。

かつて、労働実務においてサービス残業は会社が強要するもの、というイメージがあったのは事実であります。

しかし最近では、自己申告制をとる会社で、社員自らの判断で残業として申告しない「自発的サービス残業」が増えています。

そのために業務体制の見直しと事前命令制の導入を検討しなければならないようになってきました。

ところで業務体制が残業を前提としたものになっていることから自発的サービス残業の原因となっている

場合があり得ます。企業は、業務計画に無理がないか、要員配置が適切かなどを改めて見直す必要があります。

さらに、残業の自己申告制自体を廃止し、事前に上司による残業命令がない場合には残業を一切認めないという事前命令制による方法に切り換える必要もあります。

第2 休日に出勤し代休を求める社員への対応

企業は、事前に休日の振替を行わない場合、従業員に法定休日に労働させたときは労働基準法上、必ず割増賃金を支払わなければならないませんが、それ以外の所定休日の割増賃金、代休の付与は法律上の義務ではなく、就業規則の定めによって各企業において決まります。

「代休」は一般に、休日労働や深夜労働等が行われた後に代償措置として他の労働日の労働義務を免除する制度又はこれにより与えられる休日であります。

「休日の振替」とは、あらかじめ休日と定められた日を労働日に変更し、かわりに他の労働日を休日に変更することをいいます。

後者は当初の休日について事前に振替を行うのに対して、前者は当初の休日までにそのような措置を行わず、いわば事後の振替を行うにすぎない点で制度として全く異なり、労働基準法平成20年改正により、新設された「代替休暇」の制度は割増賃金の代わりに休暇を与える制度であります。（労基法37条 参照）

ところで企業が労働契約（就業規則）に会社の都合で休日を振り替えることができる旨を定めた場合には、会社が一方的に休日に振替を行っても労働基準法には反しないこととなります。

かかる定めがない場合でも、対象となる従業員の個別の同意があるときは休日の振替が許されることになります。

ただ振替を行う場合、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないという週休制原則（労基法35条）の要件（労基法35条の変形週休制を採用している場合はその要件）を満たさなければ有効な休日の振替にはならない点に注意が必要です。

第3 裁判員に選ばれたことを理由として当日朝に有給休暇を要求する社員への対応

労働基準法は「使用者は労働時間中に……公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合において

は拒んではならない」(労基法7条本文)と定められていますが、裁判員としての職務の執行は、まさしく「公の職務を執行する」ことに当たりますから裁判員に選ばれた社員に対して、会社は必要な日数の休暇を与えなければなりません。必ずしも有給休暇とする必要はありません。(法律で休職制度を設けることまで義務づけられていないため企業の自主的判断に委ねられています)裁判員休暇について就業規則等に定めがない場合は当日の休暇取得は業務に支障があり事後においてトラブルとなることもありますから、企業としてはあらかじめ適切な規定(就業規則)を用意しておくべきであります。

第4 繁忙期に長期休暇を取得する社員への対応

年次有休休暇は、原則として社員が希望するとおりの時季に与えなければなりません。(労基法39条)なお同条但書において「ただし、請求された時季に有休休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」

として会社に時季変更権の行使を認めています。社員の希望する時季に年次有給休暇を与えることが会社の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に与えることとしてもよいことになってはいますが時季変更権の要件としては、以下のとおりであります。

- (1) 事業の正常な運営を妨げる
- (2) 会社の配慮義務(代替要員の確保etc)
- (3) 年休の利用目的

ところで(3)の年休の利用目的に関して有休取得の段階では考慮できないが、時季変更権行使の段階では考慮できるとされています。企業としては、最初に任意の時季変更を従業員に対しお願いし、次に社員が応じない場合に時季変更権の行使を検討することになります。(具体的日にちの指定は必要ありません)

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

2015シーズン 第二弾!

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2015シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(住所・電話番号)
ご希望される試合

お一人様1試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。(ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。)

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、5月13日(水)までにご返信いた

きますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は5月23日[vs横浜F・マリノス]~6月27日[vs湘南ベルマーレ]までのチケットです。後期の試合は後日ご案内いたします。

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
13	5月23日(土)	横浜F・マリノス	19:00
ナ7	6月3日(水)	アルビレックス新潟	19:00
15	6月7日(日)	FC東京	16:00
17	6月27日(土)	湘南ベルマーレ	19:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話:0263-35-8080)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得



皆さん
こんにちは♪

鉢伏窯

松本市内田

当主 高野 榮太郎 氏

「土に生き、炎に生かされる」

高野さんは北アルプスを一望する松本鉢伏山麓で登り窯と穴窯にて、四十年間作陶を続けて居らっしゃいます。三昼夜、時には七昼夜にわたり一万束にも及ぶ赤松薪を焚き続け、その温度が1200にも達する時、作り貯めた千余点の器達がどのように生まれ変わるのか、不安と期待が錯綜します。

学生時代、一つの小さな壺と運命的な出会いをして陶芸の道へと導かれました。清水焼、伊賀焼での修行を経て帰省。今は亡き母上より物心共に後援を受け、当地に三ヶ月かけ一人で築窯以来、創作に励まれています。国内にて数多く個展を開催され、2005年フランスのパリ、コルシカ島、2012年にはフィンランドのヘルシンキに招かれ国外でも日本の焼き物、伝統文化を披露されています。

「俺は頭より手の方が賢い」と笑顔で語る高野さん。かつて、骨相学の大家から「顔も手も身体も焼き物をやるために生まれてきた」と言われたそうです。そんな高野さんにより全身全霊で生み出された器はとても温かな雰囲気醸し出しております。震災以来、福島へ送り続ける手製の湯飲みで今日も誰かがその温もりを感じておられる事でしょう。

(忠地恵子編集委員)



頑張ってます!!

『日本画の経験を活かして』

(株)デザインカロ
松本市深志

石田 文香 さん

3か月の研修期間を経て、4月より正社員のグラフィックデザイナーとして働き始めました。会社の事業内容は、新聞広告や冊子・ポスターといった紙媒体のデザインが中心で、石田さん自身も現在は新聞掲載の記事下広告の制作が主ですが、今後はそれに並行してウェブのデザインにも携わっていく予定です。

石田さんは安曇野市の出身で、学生時代は京都の大学で日本画を専攻していました。その後グラフィックデザインの技術を学んで、現在の職場に入りました。最近になって、ようやくデザインの構成ができるようになってきましたが、社長さんから見ると、仕事を覚えるのが早く、戦力として期待しているとのこと。

まだまだ経験は浅いですが、目の前の課題を一つ一つクリアして、自分にもクライアントにも納得のいく仕事が早くできるように目指しています。限られた時間の中でより良いものを作るという今の仕事には、日本画を学んできた経験が生きていると思います。趣味は読書で、井上靖の「しろばんば」が愛読書ですが、仕事に慣れてきたら、また日本画にも取り組みたいと思っているそうです。

(横沢敏編集委員)

どこでも申告・納税
インターネットタックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinko.co.jp/

imai アイムアイ化粧品

化粧品製造業・化粧品製造販売業

株式会社国際サービスセンター

〒399-0005 松本市野溝木工1-6-42

TEL.0263-27-3101 FAX.0263-26-6003

e-mail:imai-cosmetics@isc-jpn.com URL http://www.isc-jpn.com/

平成27年度
前期税務研修会

平成27年度税制改正とマイナンバー制度の概要について

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

* 講師：松本税務署担当官（松本会場は全て大同生命松本ビル1F第一会議室にて行います。）

日 程	部 会	時 間（松本各ブロックは14:00～）	会 場
5月11日(月)	上高地・白骨温泉旅館部会	16:00～総会 ・ 16:50～研修会	松本東急REIホテル
5月13日(水)	朝日部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	朝日村商工会
5月18日(月)	筑北部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	麻績村商工会
5月19日(火)	山形部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	山形村商工会
5月20日(水)	波田部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	松本市波田商工会
5月21日(木)	安曇部会	16:00～総会 ・ 16:50～研修会	松本商工会議所 安曇支所
5月22日(金)	梓川部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	松本商工会議所 梓川支所
5月25日(月)	堀金部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 堀金支所
5月26日(火)	三郷部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 三郷支所
5月27日(水)	豊科部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 豊科支所
5月29日(金)	奈川部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	松本商工会議所 奈川支所
6月2日(火)	松本Aブロック（中央・大手・深志 各地区と農協部会）		
6月3日(水)	塩尻部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	ホテル中村屋
6月4日(木)	川手部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 明科支所
6月5日(金)	松本Bブロック （城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮淵・宮淵本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内 各地区）		
6月10日(水)	松本Cブロック （城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区）		
6月16日(火)	松本Dブロック （本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区）		
6月18日(木)	穂高部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 穂高支所
6月23日(火)	松本Eブロック （野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・芳川小屋・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井 各地区）		

松本法人会ホームページがリニューアルされました！

長らくご利用いただきました松本法人会ホームページが、青年部創立40周年記念事業の一環として全面リニューアルされました。URLはそのままで、より分かり易く、タイムリーな情報を皆様にお伝えしていきますのでよろしくお願い申し上げます。



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*



**世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。**

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



スロバティアーガード
Property Guard

法人会の地震対策プラン

企業財産保険＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

松本支店

〒390-0815 長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル7階
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

（受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。

保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

5月の予定

8日税制委グループ会議 11日上高地・白骨温泉
旅館部会総会・税務研修会 12日女性部幹事会、
青年部第五委・幹事会 13日朝日部会税務研修
会・総会 14日税務入門(おさらい)講座 15日正
副会長会、理事会 18日筑北部会総会、税務研修
会 19日山形部会税務研修会・総会 20日波田部
会税務研修会、総会 21日安曇部会総会、税務研
修会 22日梓川部会税務研修会、総会 25日堀金
部会総会、税務研修会 26日三郷部会総会、税務
研修会 27日豊科部会総会、税務研修会 28日決
算説明会 29日奈川部会総会、税務研修会

決算説明会 (法人税・消費税の説明会/4月決算法人対象)
5月28日(木) 午後2時より 大同生命松本ビル1階 第一会議室

第3回通常総会のお知らせ

第3回通常総会を下記のとおり行います。総会
に引き続き、記念講演会(本号付録参照) 祝賀
会を予定しておりますのでぜひご出席下さい。

なお、おはがきでお届けした案内
状の委任状面は、登録事項確認の
ため出席・欠席にかかわらずご記
入のうえ、必ずご返送ください。



日時 6月1日(月) 14:00 開会
(受付 13:30分より)

会場 松本東急REIホテル

投稿川柳作品募集!!

広報誌「まつもとほうじん」では読者の皆
様から、オリジナルの川柳を募集いたします。
下記要領をご確認いただき、事務局までご応
募下さい。

1. 投稿資格 広報誌「まつもとほうじん」
読者。(会員に限りません)
2. 投稿方法・注意事項
ハガキか封書、FAX、Eメール(添付フ
ァイル不可)にて。
郵便番号、住所、氏名、性別、電話番号
を明記。
誌上では、ペンネームでの掲載も可。
未発表の作品に限る。二重投稿禁止。
採否の問い合わせ、原稿の返却はできま
せん。
3. 掲載方法 採用された作品は、作品とお
名前(ペンネーム)をご紹介します。
採用された方には粗品進呈いたします。ご
投稿お待ちしております!

【問い合わせ】

松本法人会事務局 〒390-0814
松本市本庄1-3-10 大同生命ビル5階
電話：35 - 8080 / FAX：36 - 0839
Eメール：
hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

自動車税は6月1日(月)までに納めましょう

コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付できます

平成27年度の自動車税の納期限は6月1日(月)です。自動車税は必ず納期限までに納めましょう。
自動車税は4月1日午前0時に自動車を所有している方に課税されます。お手元に届けられる納税通知
書により、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは地方事務所税務課で納付してください。
なお、コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付することができますのでご利用ください。

自動車税を納めていただいた際にお渡しする領収書には「納税証明書」がついています。これは、継続検
査(車検)を受けるときに必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

なお、「納税通知書が届かない」「所有していない自動車の納税通知書が届いた」「身体障害者等の減免を
受けたい」などのご相談は、松本地方事務所税務課 電話(0263)40-1905(直通)までお問い合わせせ
ください。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

上高地みそ株式会社

上高地みそ 糎みそ ご愛顧感謝!

グルメセット プレゼント実施中

長年の「糎みそ」ご愛顧に感謝し、毎月15名様に赤坂銘店の飛騨牛すき焼きセットや胡麻豆腐セットをプレゼント。

「糎みそ」1kg入り袋の裏面にある応募券シールを切り取って郵便はがきに貼付し、お名前とご住所、電話番号を明記の上、弊社までお送り下さい。



毎月末で締め切り、抽選で5名様にすき焼きセット、10名様に胡麻豆腐セットが当たります。



松茸と飛騨牛すき焼きセット 胡麻豆腐セット

キャンペーン期間：6月末まで

〒390-0841 松本市渚 1-6-6 上高地みそ株式会社 グルメギフト係

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

まつもと市民芸術館

空中キャバレー 2015

構成・演出 串田和美
音楽 coba

2015年7月17日(金) → 26日(日)
まつもと市民芸術館 特設会場

主催：(一財)松本市芸術文化振興財団
後援：松本市、松本市教育委員会
企画制作：まつもと市民芸術館

お問合せ：まつもと市民芸術館 TEL 0263-33-3800

投稿 川柳 コーナー

負託受け

公約守り

襟正せ

グラウンドに

球追う緑

好発進

物価高

晩酌料理

一つ減る

無筆

奈川の御殿桜 (松本市奈川)



松本市の西端奈川地区に待ち遠しかった春の訪れが感じられるようになりました。戦国時代のこと、武田勝頼の残党が栄華を偲んで植えたと言いつた御殿桜が見頃を迎えています。ピンクが濃く、大きな花びらが特徴です。(忠地恵子編集委員)

桜が見頃を迎えています。ピンクが濃く、大きな花びらが特徴です。(忠地恵子編集委員)

あとかぎ

4月25日ネパール中部で起きた大地震。日を追う毎に、被害の状況が伝えられ何とも悲しい思いでいっぱいです。

3・11を体験した私たちは到底他人事とやり過ごすことは出来ません。救助チームがいち早く日本から派遣されました。一人でも多くの方が助けられるよう祈ります。

自宅の前に消防署、警察署があります。中の様子は伺い知ることは出来ませんが、外で行われている訓練の様子は住民にとって心強く頼もしく感じられます。消防団の分団長もさして頂いた息子の様子を見ているのか、TVで火災のニュースが流れると「すぐに助けるゾー」「放水はじめ」と、やっと2歳の孫が大きな声で叫びます。「大きくなってシヨウボウになるんだ」と夢を語っています。誰もが頼りにし、活躍を期待するのですが、危険な場所での困難な作業をされる毎日です。団員家族としてずっと祈っています。出来る限り役に立って来て下さい。そして無事元気に戻って。いつか災害の無い日が来ますようにと。

(忠地)
(本号編集委員) 忠地恵子、横沢敏)



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社